

## 埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第8項の規定に基づき埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が市町村から委託を受けて実施する普通交付金（同条第2項に規定する普通交付金をいう。以下同じ。）の収納に関する事務（以下「収納事務」という。）について、必要な事項を定めるものである。

（連合会が行う収納事務の範囲）

第2条 連合会は、埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱（●●号）に基づき埼玉県（以下「県」という。）が交付する普通交付金のうち、次に掲げる費用に応じて交付される普通交付金の収納事務を市町村の委託を受けて行うこととする。

- (1) 国民健康保険診療報酬支払資金
- (2) 退職者医療診療報酬支払資金
- (3) 国民健康保険（一般）高額療養費支払資金
- (4) 国民健康保険（退職者）高額療養費支払資金
- (5) 国民健康保険療養費（柔道）支払資金
- (6) 退職者医療療養費（柔道）支払資金
- (7) 退職者医療療養費（柔道）高額療養費支払資金
- (8) 国民健康保険（一般・退職者）診療報酬審査支払手数料

（委託書の提出等）

第3条 市町村は、連合会に収納事務を委託するときは、連合会に対し、委託開始日、収納する普通交付金の範囲を記載した委託書を、様式第1により提出するものとする。

（受託の通知）

第4条 連合会は、前条の規定により市町村から委託書の提出があった場合には、当該市町村及び県に対し、収納事務を受託した旨を様式第2及び様式第3により通知するものとする。

2 市町村は、前項の受託の通知を受けたときは、県に対し、収納事務を連合会に委託した旨を様式第4により通知するものとする。

(計算書の送付等)

第5条 連合会に収納事務を委託した市町村は、第2条各号に掲げる費用について、連合会からの請求に基づきその月に払い込むべき額（以下この条において「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額」という。）を決定したときは、当該額を連合会に対し、速やかに通知するものとする。【ただし、連合会が、その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付される普通交付金として収納した額が、市町村に請求した診療報酬等の額と同額であるときは、当該通知があったものとみなす。】

2 連合会は、前項に規定する通知を受け、また、その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金を収納したときは速やかに、当該市町村に対し、次に掲げる事項を記載した計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「計算書」という。）を様式5により送付するものとする。

- (1) その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額
- (2) その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額
- (3) 第1号の額から第2号の額を減じて得た差額

(相殺)

第6条 連合会は、埼玉県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則（昭和48年埼国保連規則第10号）第18条の規定にかかわらず、前条第2項第1号の額（連合会が保険医療機関等に払い込むべき診療報酬等の額及び審査支払手数料の額の合算額に限る。）と同項第2号の額とを対当額の範囲で相殺することができる。

2 連合会は、前項の規定により相殺を行うときは、当該市町村に対し、前条第2項に規定する計算書にその旨記載するものとする。

(余剰金等の調整)

第7条 連合会は、前条第1項の規定による相殺を行い、なお収納した普通交付金に係る余剰金があるときは、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）第2条第2項の規定に基づき、市町村が指定する期日までに、市町村又は当該市町村の指定金融機関等にその余剰金を払い込むものとする。ただし、県が、埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱（●●号）に基づき普通交付金の額に当該余剰金を充当する場合は、この限りでない。

- 2 連合会は、前条第1項の規定による相殺を行い、なお市町村から払い込まれるべき第2条各号の費用の額に不足があるときは、当該市町村に対し、その不足額の請求を行うものとする。
- 3 市町村は、前項の規定による不足額の請求を受けたときは、連合会が指定する期日までに、当該請求された額を支払わなければならない。

(実施状況の報告等)

第8条 連合会は、収納事務を委託した市町村から収納事務に関し求めがあったときは、必要な報告又は説明を行うものとする。

(委託料又は手数料)

第9条 連合会は、収納事務に要する費用に充てるため、委託料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の委託料又は手数料の額及び徴収に必要な事項は、別に定める。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、収納事務に関して必要な細目は、市町村と協議の上、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行するものとする。

(案)

様式第 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県国民健康保険団体連合会  
理事長

様

市町村名 〇〇市(町・村)

代表者名 〇〇市(町・村)長 〇〇〇〇 ㊟

### 普通交付金収納事務委託書

当市(町・村)は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条第8項の規定に基づき、普通交付金の収納に関する事務について、平成30年4月1日から、下記のとおり、埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則(平成〇〇年規則第〇号。以下「収納事務規則」という。)の定めるところにより貴会に委託し、同規則第3条に基づき本委託書を提出いたします。

### 記

収納事務を委託する普通交付金の範囲 収納事務規則第2条第〇号、第〇号及び第〇号に掲げる費用に応じて交付される普通交付金

以上

(案)

様式第2

埼玉国保連発第〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 市 (町・村) 長  
〇 〇 〇 〇 様

埼玉国民健康保険団体連合会  
理事長 ㊟

普通交付金収納事務の受託について (通知)

当会は、貴市 (町・村) より依頼のあった普通交付金の収納に関する事務について、平成30年4月1日から、下記のとおり、埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則 (平成〇〇年規則第〇号。以下「収納事務規則」という。) の定めるところにより受託し、同規則第4条第1項に基づきその旨通知いたします。


記

収納事務を受託する普通交付金の範囲 収納事務規則第2条第〇号、第〇号  
及び第〇号に掲げる費用に応じて交付される普通交付金

以 上

埼玉国保連発第〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事  
〇 〇 〇 〇 様

埼玉県国民健康保険団体連合会  
理事長 

普通交付金収納事務の受託について（通知）

当会は、普通交付金の収納に関する事務について、下記のとおり受託いたしましたので、埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則（以下「収納事務規則」という。）第4条第1項に基づき、その旨通知いたします。

つきましては、別紙に記載する委託者から、下記の普通交付金の申請があった際には、当会が当該普通交付金の収納事務を行いますので、ご承知置き願います。

なお、当該普通交付金のお支払いにつきましては、下記の口座までお振り込みくださいますようお願いいたします。

記

委託者 別紙に記載する市町村

受託者 代表者氏名 埼玉県国民健康保険団体連合会 理事長  
代表者住所 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番（国保会館）

収納事務を受託する普通交付金の範囲 収納事務規則第2条第〇号に掲げる費用  
に応じて交付される普通交付金

振込先 金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店  
口座種別 〇〇預金  
口座番号 0123456  
口座名義人 埼玉県国民健康保険団体連合会〇〇〇〇（サイタマケン  
コクミンケンコウホケンダントイレンゴウカイ〇〇〇〇）

以上

(案)

(別紙)

委託者一覧

代表者氏名	代表者住所
〇〇市 (町・村) 長 〇〇 〇〇	〇〇県 (都・道・府) 〇〇市 (町・村) 〇〇町 . . .

(案)

様式第 4

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事

〇 〇 〇 〇 様

市町村名 〇〇市 (町・村)

代表者名 〇〇市 (町・村) 長 〇〇〇〇 印

普通交付金収納事務の委託について (通知)

当市 (町・村) は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和 3 4 年政令第 4 1 号) 第 6 条第 8 項の規定に基づき、普通交付金の収納に関する事務について、平成 3 0 年 4 月 1 日から、下記のとおり、埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則 (平成〇〇年規則第〇号。以下「収納事務規則」という。) の定めるところにより埼玉県国民健康保険団体連合会に委託いたしましたので、同規則第 4 条第 2 項に基づき、その旨通知いたします。

記

委託者 代表者氏名 〇〇市 (町・村) 長 〇〇 〇〇  
代表者住所 埼玉県〇〇市 (町・村) 〇〇町 . . .

受託者 代表者氏名 埼玉県国民健康保険団体連合会 理事長  
代表者住所 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1 7 0 4 番 (国保会館)

収納事務を受託する普通交付金の範囲 収納事務規則第 2 条第〇号に掲げる費用に応じて交付される普通交付金

以 上



(案)

様式第5

国民健康保険診療報酬等計算書

平成〇〇年〇月請求分

埼玉保連発第〇〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市(町・村)長様

埼玉県国民健康保険団体連合会  
理事長

(公印省略)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条8項の規定に基づき普通交付金(同条第2項に規定する普通交付金をいう。以下同じ。)の収納事務を貴市(町・村)から受託し、埼玉県から本会が収納した普通交付金について、埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則(平成〇〇年規則第〇号。以下「収納事務規則」という。)第5条第2項第1号に規定する「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額」等を下記のとおりご連絡いたします。

つきましては、収納事務規則第6条第1項の規定に基づき、下記の「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額」(収納事務規則第5条第2項第1号の額)と「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額」(同項第2号の額)とを対当額の範囲で相殺することについてご了解願います。

記

単位：円

区分	その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額 (平成〇〇年〇月収納分)	その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額 (平成〇〇年〇月請求分)	差額
国民健康保険診療報酬概算支払資金額	5,138,337,000	5,138,337,000	0
国民健康保険診療報酬精算支払資金額	精算請求額	0	0
	過納金額	-115,883,273	-115,883,273
退職者医療診療報酬支払資金額	62,616,957	62,616,957	0
国民健康保険(一般)高額療養費支払資金額	584,607,734	584,607,734	0
国民健康保険(退職者)高額療養費支払資金額	8,470,894	8,470,894	0
国民健康保険療養費(柔道)支払資金額	15,452,462	15,452,462	0
退職者医療療養費(柔道)支払資金額	182,610	182,610	0
国民健康保険療養費(柔道)高額療養費支払資金額	0	0	0
国民健康保険(一般・退職者)診療報酬審査支払手数料	12,938,977	12,938,977	0
合計	5,706,723,361	5,706,723,361	0

(市町村から連合会への決定通知案)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県国民健康保険団体連合会  
理事長

様

市町村名 〇〇市(町・村)  
代表者名 〇〇市(町・村)長 〇〇 〇〇

「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額(平成30年5月請求分)」の決定について(通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け埼玉国保連発第〇〇〇〇号にて貴会から請求のあった、「その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額(平成30年5月請求分)」を下記のとおり決定したので、埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則第5条第1項の規定に基づき、通知いたします。

記

単位:円

区 分		その月に市町村が払い込むべき診療報酬等の額 (平成30年5月請求分)
国民健康保険診療報酬概算支払資金額		5,138,337,000
国民健康保険診療報酬精算支払資金額	精算請求額	0
	過納金額	-115,883,273
退職者医療診療報酬支払資金額		62,616,957
国民健康保険(一般)高額療養費支払資金額		584,607,734
国民健康保険(退職者)高額療養費支払資金額		8,470,894
国民健康保険療養費(柔道)支払資金額		15,452,462
退職者医療療養費(柔道)支払資金額		182,610
国民健康保険療養費(柔道)高額療養費支払資金額		0
国民健康保険(一般・退職者)診療報酬審査支払手数料		12,938,977
合 計		5,706,723,361